

平成 28 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 28 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。
ご理解とご協力をお願いします。

1 中間前金払制度の設置

工事着手時の前金払に追加して支払われる中間前金払について、次のとおり定めます。

区 分	内 容
対 象	1 件の請負代金額が 50 万円以上で、工事着手時の前金払を受けた土木建築工事
割 合	請負代金額の 10 分の 2 以内（支払限度額 5,000 万円）
要 件	(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること (2) 工事工程表により、工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の 2 分の 1 以上に相当するものであること